平成２７年（フ）第５６５号
熊本市東区戸島６丁目11番１号　荘林ハイツ102号、前住所熊本市西区横手４丁目３番10号　レオパレスＷｅｎｎｅｒＧｒｅｎ206
破産者　柳田　慶二
１　決定年月日　平成28年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５６７号
熊本市西区池田２丁目25番65号
破産者　久保寺昭記
１　決定年月日　平成28年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６４号
金沢市永安町75番地
破産者　山野　健一
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４５号
山梨県上野原市コモアしおつ１丁目17番９号、開始決定時の住所山梨県都留市玉川610番地18
破産者　進藤　　晨
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第２３６号
岐阜県美濃市極楽寺1297番地３、前住所三重県四日市市智積町848番地　セジュール當水Ａ－105
破産者　鈴木　圭一
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２９４号
岐阜県郡上市大和町河辺367番地４　古川光雄方、住民票上の住所岐阜県関市下有知6350番地31
破産者　浦谷恵美子
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３２５号
岐阜県羽島市竹鼻町932番地（セレクトＯｎｅ　Ａ203号室）
破産者　加藤　　憲
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６３９号
静岡市清水区蒲原小金275番地の１
破産者　山島　由範
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６６号
静岡県三島市大宮町３丁目３番10号
破産者　中江　秀介
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３１９号
静岡県浜松市東区大蒲町95番地の６
破産者　堀内由香里
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４８６号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見5214番地
破産者　中安　幸子
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４９７号
静岡県浜松市中区葵西４丁目９番16号
破産者　渡瀬　直樹（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
京都市中京区松浦町861－１　四条シティハイツ504号室村田賢一方、住民票上の住所京都市山科区竹鼻立原町24番地７
破産者　新井久雄こと　朴　　久雄
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２７６号
京都府宇治市宇治蓮華67番地　タウニイ蓮華202号、前住所京都府城陽市寺田大川原22番地の11
破産者　佐藤　孝司
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
和歌山市栄谷499番地２　レオパレス紀の川213号
破産者　金谷　博司
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１０号
和歌山市湊通丁北２番地　デルタビル４Ｆ東
破産者　旬屋みやざきこと　宮崎　　進
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５１号
岡山県倉敷市福田町古新田52番地15（グーズベリー・アイ105号）
破産者　岡田　英雄
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
広島市南区段原南１丁目７番13－302号
破産者　お好み焼　いりんちゃんこと　大林　晴美
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６３号
広島市安佐北区真亀２丁目13－10　パブリコーポ真亀1106、住民票上の住所広島市安佐北区落合１丁目４番23号　Ａ－102
破産者　京本　明美
１　決定年月日　平成28年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部